（名称）

特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ 財務基盤委員会規程

Ver1.0

第 1 条 この委員会は、日本小児がん研究グループ（以下「JCCG」）財務基盤委員会（以下「委員会」） という。

（目的）

第 2 条 日本小児がん研究グループ定款第 5 条に基づき、JCCG の持続的で安定的な財務基盤を構築することを目的とする。

（業務）

第 3 条 委員会が取り扱う業務は以下の通りとする。

１）財務基盤の戦略的企画立案

1. 共催セミナーの企画・運営
2. JCCG への財務支援を検討する企業・団体・個人に向けた渉外活動及び寄附金獲得活動を 関連する委員会等と連携しながら行う。

２）その他、前条の目的を達成するために必要な業務

（組織）

第 4 条 委員会は定款施行細則第 8 条に則り委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

１）委員長は、委員会の業務を統括する。

２）副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

（会議等）

第 5 条 会議は必要に応じて開催する。

１）インターネットによるメール審議あるいはネット会議を主体とする。

２）メール審議あるいはネット会議では発議のメールに返信したことで出席とし、委員の半数 以上の参加をもって会議の成立とする。

３）議決は会議に参加した委員全員の合議とする。

４）委員長は会議を進行する。

（任期）

第 6 条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 8 条に従う。

（委員会内規）

第 7 条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

この規程は 2023 年 12 月 22 日より施行する。